

監 事 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 27 日

学校法人 大阪成蹊学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 大阪成蹊学園

監事 山中 俊廣



監事 湯浅 光章



監事 早川 芳夫



私たちは、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 3 7 条第 3 項及び学校法人大阪成蹊学園旧寄附行為（令和 4 年 1 0 月 2 7 日施行）第 1 6 条の規定に基づき、学校法人大阪成蹊学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで）の業務並びに財産及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、学校法人大阪成蹊学園旧監事監査規程（令和 2 年 5 月 28 日施行）に準拠し、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取するとともに、EY 新日本有限責任監査法人から旧私立学校振興助成法（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 1 4 条第 3 項の規定に基づく監査に関する説明を、並びに監査部から内部監査の報告及び説明を受けるなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

監査の結果、学校法人大阪成蹊学園の業務並びに財産及び理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上